

# 建設労働者緊急雇用確保助成金について

～建設労働者の雇用の確保や安定に取り組む事業主を支援します～

建設投資が低迷する中、公共事業についても減少していくことが見込まれており、このことが建設業者の倒産や多くの離職者の発生など建設労働者の雇用に影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野の事業を開始し、当該事業に従事するために必要な教育訓練を行った場合や、建設業に従事していた労働者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた他産業の事業主に対し、助成します。

## 建設業新分野教育訓練助成金

### 対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の中小建設事業主

### 支給要件

- ① 建設業以外の事業（新分野事業）を新たに開始すること。
- ② 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る。）の実施に関する計画を作成し、当該計画に基づき、有給で行うこと。
- ③ 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者（被保険者）であって、教育訓練の終了後、引き続き雇用されること。 など

### 支給額

①及び②の合計額を支給します。

- ① 教育訓練に要した経費の2/3（1日当たり20万円、60日分を限度）
- ② 教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額7,000円（上限。60日分を限度）

### 支給手続

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出ることが必要です。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日（賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日）の翌日から1か月以内に行ってください。

## 建設業離職者雇用開発助成金

### 対象となる事業主

雇用保険の適用事業所の事業主で建設事業を営んでいない事業主

### 支給要件

- ① 次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建設業離職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（被保険者）として雇い入れること。  
ア 建設事業を行う事業所において、建設業に従事していた者  
イ 建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主
- ② 資本金、資金、人事等の状況からみて建設業離職者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主ではないこと。 など

### 支給額

建設業離職者の雇入れ1人につき、事業主の規模に応じて、次の額を雇入れから6か月経過後及び1年経過後に半額ずつ支給します。

企業規模	6か月後	1年後	合計
中小企業事業主	45万円	45万円	90万円
中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円

### 支給手続

- このほかの支給要件等については、労働局等に事前にご確認ください。
- 助成金の支給申請は、雇入れ日から6か月経過日の翌日から1か月以内に行ってください。



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

建設業以外の新分野へ進出を検討している  
中小建設事業主の方への支援制度



# 建設業新分野教育訓練 助成金のご案内

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。

建設業新分野教育訓練助成金は、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対し支援を行う制度です。

## 支給要件

- 建設事業以外の事業(新分野事業)を新たに開始すること。
- 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練(OFF-JTに限る。)に関する計画を作成し、計画に基づき、教育訓練を有給で行うこと。
- 教育訓練の対象者は、教育訓練の開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者(一般被保険者)であって、教育訓練の終了後、引き続き1年以上雇用されること。 など

## 支給額

- ① 教育訓練に要した経費の2/3(1日当たり20万円、60日分を限度)
  - ② 教育訓練を受講させた労働者1人につき日額7,000円(上限。60日分を限度)
- ①及び②の合計額を支給します。


## 支給手続き

- 教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局等に訓練計画を届け出てください。
- 助成金の支給申請は、教育訓練が終了した日(賃金締切日が定められている場合は直後の賃金締切日)の翌日から1か月以内に行ってください。



## 1 受給できる事業主の方

次のすべてに該当する事業主の方が建設業新分野教育訓練助成金を受給することができます。

- ①雇用保険の適用事業主であること。  **チェックしてみましょう**
- ②建設事業を営んでおり、資本の額もしくは出資の総額が3億円未満、又は常時雇用する労働者が300人未満であること。
- ③建設事業以外の事業で、事業主が現に営んでいない新分野事業を平成22年2月8日以降に新たに開始すること。
- ④教育訓練計画を作成し、計画に基づき平成22年2月8日～平成23年3月31日までに対象訓練を行い、終了するとともに、訓練終了後、対象労働者を新分野事業に従事させ、対象訓練を終了した翌日から起算して1年以上継続して雇用することが確実であること。
- ⑤以下の書類を整備、保管している事業主であること。
  - ・対象労働者の出勤状況、賃金の支払い状況等を明らかにする書類  
(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)
  - ・訓練の実施内容、適切な指導員等により訓練が実施されたことを示す書類あわせて  
事業所訓練の場合 一通常の生産活動を区分して行われたことを示す書類  
事業所外訓練の場合 一対象者の受講、受講料の支払いを証明する書類  
委託する場合の委託契約書

## 2 対象となる労働者の方

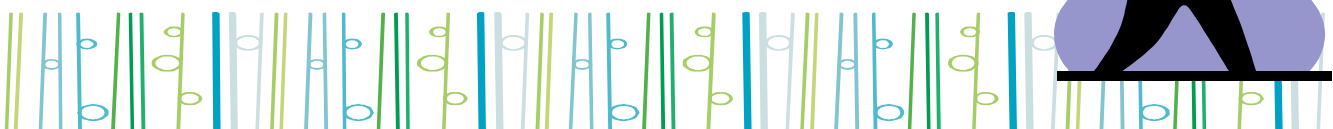
次に該当する労働者の方が建設業新分野教育訓練助成金の対象となります。

- ①教育訓練を開始する前日から起算して1年以上継続して雇用されている建設労働者であって、一般被保険者であること。

## 3 対象となる訓練

次のすべてに該当する訓練が建設業新分野教育訓練助成金の対象となります。

- ①教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要なものであること。
- ②教育訓練の時間が、合計10時間以上であること。
- ③所定労働日の所定労働時間内に行われることが望ましいこと。



- ④教育訓練の指導員又は講師が、教育訓練の内容に関連する職種について次のいずれかに該当すること。
- ・ 職業訓練指導員免許を有する者
  - ・ 1級の技能検定に合格した者
  - ・ これらの者と同等以上の能力を有する者



- ⑤教育訓練の実施形態が、次のいずれかに該当するものであること。
- ・ 事業所内訓練は、対象労働者を通常の職場の業務に就かせたままの状態で行うものではないこと。
  - ・ 事業主が以下の事業所外の教育訓練施設等において行うものであること。
    - (イ) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業訓練を行う施設、認定職業訓練を行う施設、指定試験機関
    - (ロ) 大学、専修学校、各種学校
    - (ハ) 他の事業主又は事業主団体
    - (ニ) その他職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を実施する団体

- ⑥教育訓練を受講させる対象労働者から受講料を徴収しないこと。

- ⑦教育訓練を受けさせる期間は、対象労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うものであること。

#### 通常の賃金の額

対象労働者の対象訓練を開始する日の前日における時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に、当該対象労働者の1日平均所定労働時間を乗じて得た額。

※算定方法の詳細は労働局にお問い合わせください

## 4 その他の支給条件

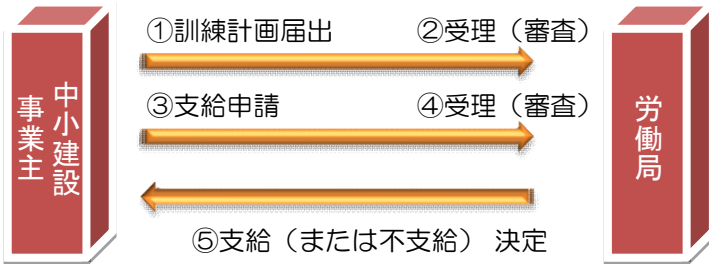
次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- ①助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、訓練の実施に係る事業所において労働保険料を納入していること。
- ②不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- ③労働関係法令の違反を行っていないこと。

#### ！注意！

この他にも、助成金受給のための要件がございます。ご不明な点等については管轄の労働局(職業安定部)へお問い合わせください。

## 5 受給のための手続き



### 受給手続きの流れ

①教育訓練助成金の支給を希望する事業主は対象訓練を開始する日の2週間前までに「(1) 訓練計画等必要書類」を事業所の所在地を管轄する労働局に対して届け出てください。

②労働局は提出された訓練計画の内容や添付書類について確認します。

③事業主は教育訓練が終了した日の翌日から、原則として1か月以内に労働局に「(2) 支給申請書等必要書類」を提出してください。

☆賃金締切日が定められている場合は、対象訓練が終了した日の直後の賃金締切日の翌日から1か月以内となります。

④労働局は申請内容を確認し、内容が適正であると認められる時は、助成金の支給を決定し、助成金を支給します。

### ！ 注意 ！

○対象訓練を複数回実施する場合、1つの訓練計画届にまとめて届け出ることができます。その場合は、1つの対象訓練が終了する都度、支給申請をしてください。

1つの対象訓練は、訓練の実施内容、実施時期、対象者等により区分します。

○訓練計画を変更する場合は、訓練計画変更届を訓練開始日前日までに提出してください。

また訓練計画を取り下げる場合は遅滞なく訓練計画取下届を提出してください。

○支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。最寄りのハローワークに提出できる場合もありますので、詳細は都道府県労働局にお問い合わせください。

### (1) 訓練計画等必要書類

- ①建設業新分野教育訓練助成金訓練計画届（様式第1号）
- ②建設業許可番号が記載された書類
- ③建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（登記事項証明書、定款、決算書（事業報告）、会社案内等）

※ 必要に応じてその他の書類の提出又は提示を求められますので、御協力をお願いします。



## (2) 支給申請書等必要書類

- ①建設業新分野教育訓練助成金支給申請書（様式第2-1号）
- ②建設業新分野教育訓練助成金支給申請額内訳書（様式第2-2号）
- ③（事業所内訓練の場合）  
教育訓練の実施内容（訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者氏名、使用する施設・教材等）を示す書類及び通常の生産活動と区分して行われたことを示す書類並びに指導員又は講師の職業訓練指導員免許証
- ④（事業所外訓練の場合）  
教育訓練の実施内容（対象者のレベル、科目、カリキュラム及び期間等）のわかる書類及び修了証書
- ⑤（事業所外訓練を委託した場合）  
委託契約書（訓練の科目、内容、訓練期間、訓練対象者の氏名のわかるもの）及び指導員又は講師の職業訓練指導員免許証
- ⑥平均賃金日額等算定書（様式第2-3号）
- ⑦建設業新分野教育訓練助成金対象労働者雇用状況等申立書（様式第3号）
- ⑧所用経費の領収書及び請求書  

・指導員、講師謝金	・指導員、講師旅費	・施設、設備又は機械の借上料
・教材費、消耗品代等	・教育訓練施設等の教育訓練を受講した場合の入学料・受講料	
・教育訓練施設等へ委託した場合の委託費		
- ⑨所要経費の支払いが確認できる書類（振込依頼書、支払元帳等）
- ⑩受講者の出勤簿及び賃金台帳
- ⑪就業規則、賃金規定等（必要と認める場合）

## 6 支給額

※支給額は①教育訓練に要した経費に対する支給額と②対象労働者に支払った賃金に対する支給額の合計額です。

### ① 教育訓練に要した経費に対する支給額

1日当たりの支給額 ※20万円を限度

#### 対象訓練経費

- ①指導員又は講師の謝金
- ②指導員又は講師の旅費(交通費の実費相当額)
- ③施設、設備又は機械の借上料
- ④教科書その他の教材に要する経費
- ⑤教育訓練を外部の教育訓練施設等で実施する場合の入学料及び受講料又は委託費

$$\times \frac{2}{3} \div \text{実施日数}$$

支給対象日数  
※60日分を  
限度



### ② 教育訓練の対象労働者に支払った賃金に対する支給額

1人につき7,000円

※対象賃金日額が7,000円未満のときは対象賃金日額の額

教育訓練を受講させた日数  
※60日分を限度  
(対象訓練の時間が1日につき3時間に満たない日を除く。)

#### ○対象賃金日額の算定式○

$$\frac{\text{（前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額）}}{\text{（前年度1年間の1か月平均雇用保険被保険者数）} \times \text{（年間所定労働日数）}} \times 0.8$$

# ！ 注意 ！

○ この助成金は訓練計画届け出後にただちに支給されるものではありません。訓練後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、助成金の支給は口座振込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 本助成金の支給を受けることができる事業主が、次の助成金等の支給を受けた場合には、この助成金は支給されません。また、緊急人材育成・就職支援基金事業における教育訓練助成金の支給を受けることができる場合には、この助成金は支給されません。

助成金名	支給の有無	助成金名	支給の有無
雇用調整助成金		難治性疾患患者雇用開発助成金	
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金及び特定求職者雇用開発助成金)		事業協同組合等雇用促進事業助成金	
高年齢者雇用モデル企業助成金		訓練等支援給付金	
高年齢者等共同就業機会創出助成金		地域雇用開発能力開発助成金	
地域求職者雇用奨励金		中小企業雇用創出等能力開発助成金	
沖縄若年者雇用促進奨励金		認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助	
地域再生中小企業創業助成金		中小企業緊急雇用安定助成金	
雇用創造先導的創業等奨励金		若年者等正規雇用化特別奨励金	
通年雇用奨励金		派遣労働者雇用安定化奨励金	
介護基盤人材確保助成金		特例子会社等促進助成金	
介護未経験者確保等助成金		建設教育訓練助成金	
発達障害者雇用開発助成金		建設事業主雇用改善推進助成金	

○ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われ、この場合、すでに支給された助成金については全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。

また、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。

○ 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。

○ この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがありますのであらかじめご了承ください。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間保存整理していただきます。

※詳細は、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)におたずねください。

通信欄

建設業離職者を雇い入れた  
建設業以外の事業主の方への支援制度

# 建設業離職者 雇用開発助成金のご案内

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。

建設業離職者雇用開発助成金は、建設業に従事していた方を新たに雇い入れた建設業以外の事業主に対し支援を行い、建設業離職者の再就職（他産業への移動）を促進する助成金です。

## 雇い入れた場合に助成対象となる労働者

○雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満

○次のいずれかに該当

- ・雇入れ前1年間のうち、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた
- ・雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

※雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れ、助成金の支給対象期間（1年間）及び期間経過後も引き続き雇用することが必要です。

## 助成金の支給額

※雇入れ1人につき

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業 以外の企業	25万円	25万円	50万円

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）





# 1 受給できる事業主の方

次のすべてに該当する事業主の方が建設業離職者雇用開発助成金を受給することができます。

①雇用保険の適用事業主であること。



チェックしてみましょう

②建設事業を営んでいないこと。

③助成金の支給対象となる労働者（以下対象労働者とする。）を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、平成22年2月8日から平成23年3月31日までの間に、一般被保険者（1週間の所定労働時間30時間未満の労働者を除く。）として雇い入れる事業主であること。

④対象労働者を助成金の支給対象期間（1年間）及び期間経過後も引き続き雇用することが確実であると認められること。

⑤対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨等退職を含む。）をしていないこと。

⑥対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。

⑦対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管し速やかに提出する事業主であること。

# 2 対象となる労働者

次のすべてに該当する労働者の方が建設業離職者雇用開発助成金の対象となります。

①雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満

②雇入れ前1年間公共職業訓練等又は緊急人材育成支援事業による基金訓練を受講していない

※ 建設業を行う事業所において事務あるいは営業等を担当していた方も本助成金の対象となります。

③以下のいずれかに該当する方であること

イ 雇入れ前1年間のうち、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた（複数の事業所で建設事業に従事した場合は、その期間の合計）  
建設事業に従事した事業所（1か所まで）に係る雇入通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる資料が必要です。

ロ 雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等建設事業を行っていたことがわかる資料が必要です。

### 3 その他の支給条件

次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- ①対象労働者は公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介以前に、雇用の内定があった者ではないこと。
- ②対象労働者に対して、雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練を受けさせたことがないこと。
- ③雇入れ日の前日から過去3年間に対象労働者を雇用関係、出向、派遣又は請負により当該雇入れに係る事業所において就労させたことがないこと。
- ④対象労働者が雇入れ日の前日から過去1年間に雇い入れた事業主と資金的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業所で就労していないこと。
- ⑤対象労働者に対して賃金を支払期日に支払っていること。
- ⑥公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものではないこと。
- ⑦助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していること。
- ⑧不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- ⑨労働関係法令の違反を行っていないこと。

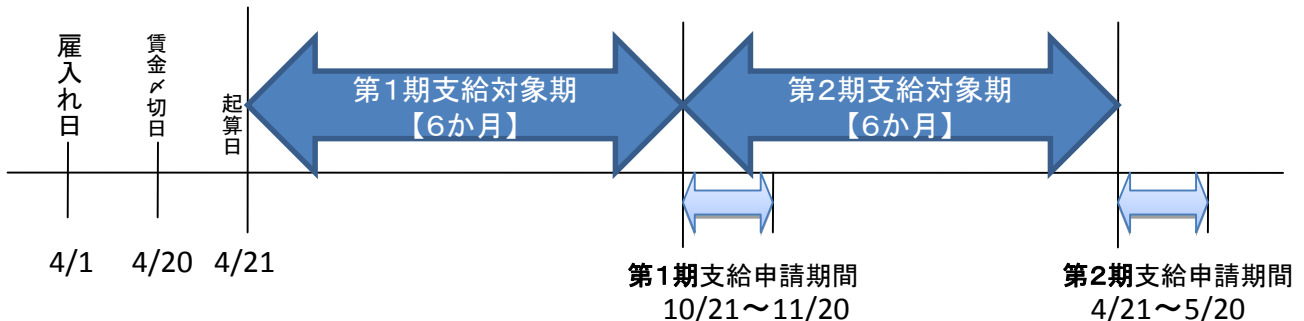
#### ！注意！

この他にも、助成金受給のための要件がございます。ご不明な点等については管轄の労働局(職業安定部)へお問い合わせください。



## 4 受給のための手続き

(例)対象労働者を4月1日に雇い入れた(賃金×切日4月20日)場合



### 受給手続きの流れ

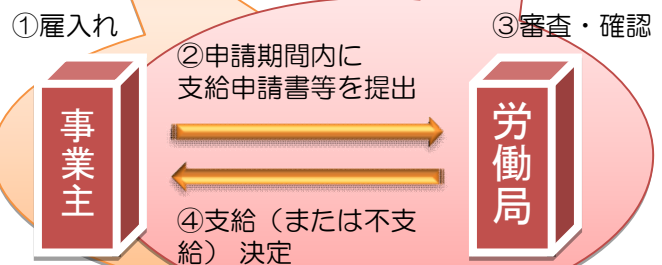
- ①対象労働者を雇い入れます。
- ②対象労働者を雇い入れた日(※)から6か月を経過した日の翌日から起算して1か月以内に必要な書類(次ページの「●支給申請書等必要書類」参照)を添えて、事業所の所在地を管轄する労働局に対して助成金の支給申請を行います。
- ③提出された申請書の内容や添付書類について審査します。
- ④適正であると認められる時は助成金の支給を決定し、助成金が支給されます。(第1期)



☆第1期満了後も継続して6か月雇用した場合、第2期の支給を受けようとする時は再度②~④の申請手続きを行ってください。

※賃金×切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金×切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金×切日に雇い入れた場合は、雇入れ日の翌日。賃金×切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日が起算日となります。

詳しくは労働局にご相談ください。



### ！ 注意 ！

○対象労働者が支給対象期の途中で事業主都合で離職した場合は、当該支給対象期について助成金の支給を受けることはできません。

○第1期の支給申請を行っていても、第2期の支給申請ができませんが、その場合、第1期については受給できません。

○支給申請期間内に特段の理由なく申請を行わなかった場合、原則として支給を受けることができません。

○支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。最寄りのハローワークに提出できる場合もありますので、詳細は都道府県労働局にお問い合わせください。

## ●支給申請書等必要書類

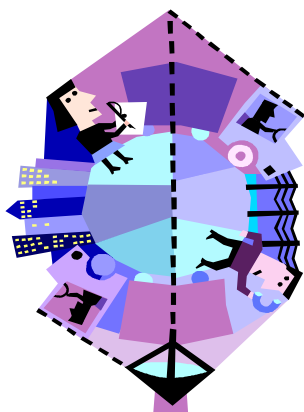
- (1) 支給申請書（第1期・第2期）—様式第11号
- (2) 対象労働者雇用申告書 —様式第12号
- (3) 添付書類
  - ・賃金台帳
  - ・出勤簿等
  - ・対象労働者の氏名及び年齢が確認できる書類（住民票の写し、運転免許証等）
  - ・対象労働者の職務内容、所属等を明らかにする組織図、辞令等
  - ・雇用契約書又は雇入れ通知書
  - ・対象労働者の履歴書又は職務経歴書
  - ・（対象労働者が建設事業に従事していた場合）  
対象労働者の職務経歴に係る雇入れ通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる書類（複数の事業所で従事した場合は、いずれか1か所の書類で可）
  - ・（対象労働者が建設事業を行っていた事業主である場合）  
建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等
  - ・事業所規模、事業内容が確認できる登記事項証明書、定款、決算書（個人事業主の場合は、所得税申告書等）
  - ・（有料・無料職業紹介事業者の紹介により対象労働者を雇い入れた場合）  
有料・無料職業紹介事業者の発行した紹介状又は職業紹介証明書

※ 必要に応じてその他の書類の提出又は提示を求められることがありますので、御協力をお願いします。

## 5 助成額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6か月ごとに第1期・第2期の支給対象期間に分けて下表の金額が助成されます。（4 受給のための手続き参照）。

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業 以外の企業	25万円	25万円	50万円



### 中小企業事業主の範囲

業種分類	常時雇用する労働者	資本又は出資額
小売業(飲食店含む)	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売り業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

(業種分類:日本標準産業分類(総務省))

# ！ 注意 ！

- この助成金は労働者を雇い入れた場合にただちに支給されるものではありません。支給対象期満了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。  
また、助成金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本助成金の支給を受けることができる事業主が、対象労働者について、次の助成金等の支給を受けた場合（正規雇用奨励金は、支給を受けることができる場合）には、この助成金は支給されません。

助成金名	支給の有無	助成金名	支給の有無
求職活動等支援給付金（職場体験講習受講者雇入れに限る。）		介護基盤人材確保等助成金	
		介護未経験者確保等助成金	
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金及び特定求職者雇用開発助成金）		発達障害者雇用開発助成金	
		難治性疾患患者雇用開発助成金	
		訓練等支援給付金	
緊急就職支援者雇用開発助成金		職業能力評価推進給付金	
地域求職者雇用奨励金		地域雇用開発能力開発助成金	
地域再生中小企業創業助成金		中小企業雇用創出等能力開発助成金	
雇用創造先導的創業等奨励金		派遣労働者雇用安定化特別奨励金	
地域貢献活動雇用拡大助成金		特例子会社等設立促進助成金	
中小企業基盤人材確保助成金		正規雇用奨励金	

- 不正支給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われ、この場合、すでに支給された助成金については全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。  
また、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがありますのであらかじめご了承ください。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間保存整理してください。

※詳細は、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。

通信欄